別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

別記第１号の２様式(第一条の四関係)

麻薬輸入業（麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬研究）者役員変更届

免許の番号			第　号	免許年月日　年　月　日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
変更年月日			年　月　日	
変更前				
変更後				
変更後の業務を行う役員の欠格条項	(1)	法第51条第１項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
備考				

上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。

年　月　日

住所（法人又は団体の主たる事務所の所在地）

氏名　(法人又は団体の名称)　㊞

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事)殿

(注意)

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。

3　欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。

別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

別記第20号の２様式(第十四条の四関係)

向精神薬輸入業（向精神薬輸出業、向精神薬製造製剤業、向精神薬使用業、向精神薬卸売業、向精神薬小売業）者役員変更届

免許の番号			第　号	免許年月日　年　月　日
向精神薬業務所	所在地			
	名称			
変更年月日			年　月　日	
変更前				
変更後				
変更後の業務を行う役員の欠格条項	(1)	法第51条第２項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)	禁錮以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
備考				

上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。

年　月　日

住所（法人又は団体の主たる事務所の所在地）

氏名　(法人又は団体の名称)　㊞

地方厚生(支)局長（都道府県知事）　殿

(注意)

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。

3　欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。